

河川入門講座（9）

河川の土地の使用（その1）

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



わが国の河川は、ふだんの流れに対して、大雨のときの洪水の流れが非常に大きいので、大河川下流域の低地や平野では、ふだんの河川の流路である「低水路」に比べて、洪水のみが流れる「高水敷」が著しく広いのが特徴です。

この高水敷は、平均して数年に一度、一日、二日程度しか冠水せず、殆んどの月日は堤内地と変わらぬ状況ですから、堤内地側の土地利用の過密化している都市域では、高水敷が無駄に遊んでいる土地に見え、これを何とかしようという考えが生まれるのも無理からぬところがあります。

戦前、戦中では食糧増産のため、高水敷の開墾作付が奨励され、主に畑、ときとして水田に利用されました。

又、敗戦直前に全国的主要都市が空襲を受けたときは、市内に河川の流れている都市では羅災者が高水敷など河川敷に避難し、仮住まいのバラックが“不法占拠”として戦後に引き継がれることになりました。

又、戦後の混乱した世相の下で、河川敷の自由勝手な占拠も横行し、不法掘削の砂利砂採の穴やゴミ捨場もありました。

(旧)河川法時代には、行政の対象となる河川の河川管理者はすべて都道府県知事でした。

水利使用、土地使用等の河川の占用料が都道府県の収入になることもあり、知事の占用許可が割におおらかで、企業のグランド、ゴルフ場、自動車教習所、駐車場、競馬の練習場さらには、グライダーや軽飛行機の滑走路等多彩な利用目的が許可されていました。

このような、ニーズがあるなら河川管理上の支障が無い限り占用を認めようという考えに対し、そもそも河川は公共物であるから、一部の私有地は別として、河川敷地は本来的には一般公衆の自由な使用に供されるべきもので、占用は特定の者に排他独占的な使用を許すので出来るだけ避けるべきという考え方もあります。

次号は、河川敷占用の考え方方が大幅に変わった、昭和39年（1964）以降のお話をします。